

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月31日
【会社名】	株式会社ピクルスコーポレーション
【英訳名】	PICKLES CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 影山 直司
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市東住吉7番8号
【電話番号】	04(2925)7700(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務部長 三品 徹
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市東住吉7番8号
【電話番号】	04(2925)7700(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理財務部長 三品 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年5月26日開催の当社第46回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2022年5月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類
金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額257,168,600円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更する。

第3号議案 株式移転計画承認の件

2022年9月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転の方法により、純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社ビックルスホールディングス」を設立し、持株会社体制へ移行することについての株式移転計画に関する株主の承認を求める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)	
第1号議案	92,143	3,158	0	(注)1	可決	96.66
第2号議案	92,695	2,606	0	(注)2	可決	97.24
第3号議案	92,404	2,897	0	(注)2	可決	96.93

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上